

専門実践教育訓練明示書(様式例)

講座の名称	経営管理研究科夜間主プロフェッショナルファイナンス専修MBAプログラム				
実施方法	① <u>通学</u> (昼間・夜間・土日) ② 通信 スクーリング(回数 回)				
指定講座番号(15桁)	1310019	—	2210011	—	0
講座の創設年月日	専門実践教育訓練給付金 対象講座の指定期間 2016年4月1日	過去一年の講座 実績	入講者数(26人)	修了者数 (24人)	
2026年3月31日まで					
訓練期間	24ヶ月		総訓練時間	582.5時間	
1. 教育訓練目標					
①取得目標とする資格の名称、目標レベル		☐ 業務独占資格・名称独占資格 () ☐ 職業実践専門課程 () ☐ キャリア形成促進プログラム () ☒ 専門職大学院 () ☐ 職業実践力育成プログラム () ☐ 情報通信技術関係資格 () ☐ 第四次産業革命スキル習得講座 () ☐ 専門職大学、専門職短期大学、専門職学科 () 教育訓練を通じて取得を目指す上記以外の資格等			
②①に係る資格・試験等の実施機関名称		学校法人早稲田大学			
③当該資格等を取得するための要件または受験資格等		本プログラムに2年以上在学し、50単位以上を修得し、演習および研究指導を受けてプロジェクト研究論文を執筆し、論文の審査および試験に合格し、かつ総合成績が所定の水準に達している者。			
④当該技能・知識の習得が必須又は有利となる職種・職務及び習得された技能・知識が活用されている業界と活用状況		当大学院を修了することにより、経営戦略、組織戦略、人的管理、金融情報戦略を立案し、実行するための技能および知識を習得できる。これらの技能・知識は、あらゆる企業における経営管理部門の責任者にとって職務遂行上有用に機能し得る。また、一方で、これらの技能・知識は、製造、金融、サービス、情報通信、不動産、教育等広範な業界において有用に活用され得る。			
2. 教育訓練の内容					
教科 (カリキュラム)		時間	使用教材名		
①【必修コア科目】7科目中全科目の履修が必須 23.3×7科目=163.1時間		163.1	シラバスにて指定		
②【選択科目】12科目以上の修得が必須 23.3×14科目=326.2時間		326.2	シラバスにて指定		
③【演習】各 semester ごとの履修を必須とする 23.3×3 semester=69.9時間		69.9	シラバスにて指定		
④【研究指導】単位を付与しないが2年次の履修を必須とする		0	シラバスにて指定		
⑤【プロジェクト研究論文】プロジェクト研究論文の執筆 23.3時間×1科目=23.3時間		23.3	シラバスにて指定		
3. 受講者となるための要件(この講座を受講するために必要とされている条件など)					
①受講するに当たって必要な実務経験等		当研究科入学までに、常勤者として満3年以上の実務経験を有する者。			
②受講者が受講に最低限有しておくべき資格・技能・知識等の内容及びその水準		以下の(1)①～⑦のいずれか、および(2)の要件をともに満たしている者。 (1)① 大学を卒業した者、または2025年3月までに卒業見込みの者 ② 大学改革支援・学位授与機構により、学士の学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みのある者 ③ 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者、または2025年3月までに修了見込みの者 ④ 外国の大学やその他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者、または2025年3月までに授与される見込みのある者(中国の3年制大学(専科)卒業生は該当しません) ⑤ 文部科学大臣の指定した者 ⑥ 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了、または2025年3月までに修了見込みの者で、当研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者(中国の3年制大学(専科)卒業生は該当しません) ⑦ 当研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2025年3月までに22歳に達する者 (2)当研究科入学までに、常勤者として満3年以上の実務経験を有する者			
③その他					

〔特記事項〕

--

専門実践教育訓練明示書

4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

(1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	24	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	26	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	—	人	受験率(③/②)	—	%
④ ③のうち合格者数	—	人	合格率(④/③)	—	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	0	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	23	人	就職・在職率((⑤+⑥)/②)	88.5	%

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含まない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

(2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	24	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	23	人	②A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	1	人	24人	
	4 非就業	0	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	18	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる(転職)	5	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	1	人	24人	
④ 受講後の就業形態	1 正社員	23	人	④A: 就業者計	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人	23人	
	4 非就業者	1	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	3	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)	
	2 1割以上3割未満増加した	5	人		
	3 1割未満増加した	4	人		
	4 変わらない	11	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人	23人	
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	5	人	⑥の回答数合計	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	6	人		
	4 早期に転職・再就職できる	0	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	0	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	1	人		
	7 趣味・教養に役立つ	9	人		
	8 その他の効果	0	人		
	9 特に効果はない	2	人	24人	
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	0	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	0	人	0人	
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	7	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)	
	2 おおむね満足	14	人		
	3 どちらとも言えない	2	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人	24人	

(3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 (通信制講座の場合)	修了判定
スクーリングの実施場所、時期、期間・回数	

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書									
6. 受講効果の把握方法									
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)			・授業科目を履修した者に対しては、試験その他の方法によって、その合格者に所定の単位を与える。(早稲田大学大学院学則 第11条 単位の認定) ・授業科目に関する試験は、当該研究科運営委員会等の定める方法によって、毎学年末、またはその研究科運営委員会等が適当と認める時期に行う。(早稲田大学大学院学則 第12条 第1項 試験および成績評価) 上記学則を踏まえ、下記の通り運用している。 各科目によって構成要素は異なる(各教員の作成するシラバスの評価方法に依る)が試験(中間・または期末)・レポート(中間または期末)・授業参加率・授業貢献度・ディスカッション・ケース討議・プレゼンテーションなどを総合的に勘案して判断する。						
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法			本プログラム所定の単位修得による。成績評価は原則としてA+、A、B、C、Fの五級に分ち、A+、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。また、特定の科目についてPおよびQの二級に分け、Pを合格、Qを不合格とし、学期ごとに評価する。□						
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)			本プログラムに2年以上在学し、50単位以上を修得し、演習および研究指導を受けてプロジェクト研究論文を執筆し、論文の審査および試験に合格し、かつ総合成績が所定の水準に達している者。						
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法			各履修科目においては、本プログラム所定の単位修得による。なお、本プログラムの総決算となるプロジェクト研究論文においては、学生1名に対して主査(指導教員)1名と副査1名の計2名で論文審査を行う。また、論文提出後に主査・副査による公開審査会(プレゼンテーションの審査)を行い、主査・副査の2名の審査結果の合算により可否を決定する。なお、公開審査会は本研究科の在学生にも公開する。審査項目を予め明確に設定し、学位論文として相応しい質と量、内容と水準を求めている。						
7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法									
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法			各履修科目における試験やレポートのフィードバック、講座全体を通じたプロジェクト研究論文作成についての助言・指導。						
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)			就職関連の情報の提供及び相談に応じている。						
8. その他の事項									
指定教育訓練実施者名 及び代表者名		学校法人早稲田大学 (代表者名: 田中愛治)							
住所及び連絡先		東京都新宿区戸塚町1-104 TEL 03-3203-4141							
施設名称及び施設長名		大学院経営管理研究科 (施設長: 池上重輔)							
住所及び連絡先		東京都新宿区西早稲田1-6-1 TEL 03-5286-8719							
苦情受付者	氏名	鈴木	所属	経営管理研究科	事務担当者	氏名	奥村	所属	経営管理研究科
連絡先	TEL	03-5286-8719			連絡先	TEL	03-5286-8719		
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 3,554,000 円								
支払い方法	① 一括払	① 入 学 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)				300,000 円			
		② 受 講 料 (税 込 額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)				3,254,000 円 第1期 738,500 円 第2期 738,500 円 第3期 888,500 円 第4期 888,500 円 (うち、必須教材費 円)			
		2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 46,000 円							
	① 任意の教材費(税込額)				円				
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額)				円				
③ 施設維持費(税込額)				円					
④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税込額)				46,000 円					
③ 両方可能				3. 総額 (1+2) (税込額) 3,600,000 円					

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。